

## 普通第二種免許の受験資格の緩和

### 規制改革前の状況

- 少子高齢化の進展に伴い、タクシー等のドライバー不足は今後一層深刻化することが予想される。
- タクシー等の運転に必要な普通第二種免許は、「3年以上」の経験年数要件、「21歳以上」の年齢要件を満たさなければ受験できない。

### 規制改革に関する第4次答申の概要

- 経験年数要件の引き下げについて検討する。  
【平成28年度検討開始、遅くとも平成30年度までに結論】
- 年齢要件を含めて普通第二種免許の今後の在り方を総合的に検討する。  
【平成28年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

### 規制改革により実現すること

- 受験資格の緩和により、若者の受験が進み、タクシー等のドライバー不足の解消につながる。

## ワゴン車の運転に必要な免許の見直し

### 規制改革前の状況

- ワゴン車の中には、同じ大きさで乗車定員が10名・14名・15名と異なるものが存在する。
- 乗車定員が11名以上のワゴン車の運転には中型自動車免許が必要となり、人材の有効活用ができない。

### 規制改革に関する第4次答申の概要

- 乗車定員が11名以上のワゴン車については準中型免許で運転可能とすることを検討する。

【平成28年度検討開始、遅くとも平成30年度までに結論】

### 規制改革により実現すること

- 小規模旅館等の集客率の向上、送迎が必要な業種における経費等の軽減、社員配置や就業シフトの効率化による人材の有効活用等につながる。

## グループ企業間の法律事務の取扱いの見直し

### 規制改革前の状況

- 弁護士法第72条では、弁護士・弁護士法人以外の者が報酬を得る目的で他人の法律事務を取扱うことは禁止されている。
- この規制はグループ企業間での法律事務の委託についても適用されるため、親会社がグループ全体のリスク管理を行う上での障害となっている。

### 規制改革に関する第4次答申の概要

- グループ会社間における有償での法律事務の取扱いにつき、弁護士法第72条の規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保する観点から検討を行い、必要な措置を講ずる。

【平成28年上期検討・結論・措置】

### 規制改革により実現すること

- 親会社がグループ会社に対し有償で提供できる法律事務の範囲が明確になることで、企業グループ全体のリスク管理が行いやすくなる。

## 通訳案内士制度の見直し

### 規制改革前の状況

- 通訳案内士でなければ、外国人に対して外国語により有償で旅行に関する案内を業として行うことができない。
- しかし、現行の通訳案内士の4分の3は都市部に偏在し、その言語も3分の2が英語であるため近年増加している中国語・韓国語等に対応できないといった問題がある。
- 2015年の訪日外国人旅行者は約2000万人と急増し、今後2020年には4000万人へ倍増させることが政府目標とされている。また、そのニーズも従来の名所旧跡訪問にとどまらず多様化しているが、このままでは十分な対応ができない。

### 規制改革に関する第4次答申の概要

- 訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応するため、通訳案内士の業務独占規制を廃止し、名称独占のみ存続する。
- 業務独占規制の廃止に伴い団体旅行の質が低下することのないよう、訪日旅行商品の企画・手配を行っているランドオペレーター等の業務の適正化を図る制度を導入する。

【平成28年度中に通訳案内士法の改正法案を提出】

### 規制改革により実現すること

- 急増する訪日外国人旅行者の多様なニーズに対し、量・質の両面に対応できる環境が整備される。これは、観光ビジョンに掲げる「観光先進国」を目指す上で不可欠である。

## 風力発電における環境アセスメントの期間短縮

### 規制改革前の状況

- 風力発電所は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境アセスメント手続を行う必要がある。
- 一般的にこの手続には相当の期間を必要とすることから、事業者が様々なリスクを抱えてしまい、事業開始の長期化や停止などの問題が生じる場合がある。

### 規制改革に関する第4次答申の概要

- 「環境アセスメント調査早期実施実証事業」を通じて得られた知見等を整理し、前倒環境調査の方法論の確立を行う。  
【平成28年度検討開始、平成29年度結論・措置】
- 「風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築事業」を円滑に実施し、得られた知見を基に、ガイドを策定する。  
【平成28年度検討・結論・措置】
- 風力発電における環境アセスメントの期間短縮に向けた各種取組により、3～4年程度かかるとされる手続を1.5～2年程度で終了できるよう、平成29年度以降に期間半減の手法を一般化する。  
【一般化は各種取組の成果を得つつ平成29年度以降措置、個別案件の検証は平成28年度から実施】

### 規制改革により実現すること

- 風力発電における環境アセスメントにかかる期間が半減される。
- 事業開始の早期化により、重要な再生可能エネルギーである風力発電の普及が促進される。

## 風力発電における環境アセスメントの規模要件の緩和及び参考項目の絞り込み

### 規制改革前の状況

- 環境アセスメントの対象となる風力発電所の規模要件は、一律に「第一種事業で出力10,000kw以上」などと定められており、実際の事業規模からすると厳しい要件になっているとの指摘がある。
- また、風力発電における環境アセスメント手続において、環境影響評価の参考とすべきとされる項目の中に、環境影響が相当程度低いものが含まれているとの指摘がある。

### 規制改革に関する第4次答申の概要

- 風力発電における環境アセスメントの「規模要件の見直し」や「参考項目の絞り込み」といった論点を踏まえた必要な対策について、環境影響の実態把握なども踏まえながら、検討を開始し、必要なデータが得られ次第、結論を得る。

【平成28年度検討開始、必要なデータが得られ次第結論・措置】

### 規制改革により実現すること

- 環境アセスメントの手続きがより適正化され、環境や地元配慮しながら、風力発電の立地が円滑に進められるようになる。